

陽明会グループの新型コロナウイルス感染症対策について

医療法人陽明会

2020/2/25

新型コロナウイルス感染症は、とくに高齢者が重症化するリスクが高いとされており、感染が疑われる入居者を認めた段階から、適切な初期対応を行うことで、施設内での拡大を防止することが重要です。

陽明会グループでは、厚労省事務連絡「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」をはじめ、関係通知を遵守し、厳重な警戒感をもって次の対策を進めています。

1. 面会中止および業者の制限

- ① 面会は、緊急やむを得ない場合を除き、中止します。
- ② 納入業者による物品の搬入などは玄関先で行います。
- ③ ケアマネージャーとの打合せは、施設の指定する換気のよい場所で行います。

2. 入居者の皆さまへの対応

- ① 入居者の外出は、野外の散歩程度であれば制限は不要です。施設に戻ったときの手指衛生を徹底します。
- ② 通所介護、訪問入浴介護など、当法人グループ以外の外部サービスの利用を控えて頂きます。
- ③ 高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える方は、37.5℃以上の発熱又は呼吸器症状が2日以上続いた場合には、最寄りの保健所に連絡し指示を受けて頂きます。
- ④ 症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間は、厚労省の「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（改訂版）」も参考としつつ、感染拡大防止に留意します。

例えば、

ア 疑いのある入居者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用します。

イ 罹患した入居者や疑いのある入居者が部屋を出る場合は、マスクをして頂きます。

- ⑤ 疑いのある入居者に対する介護とその他の入居者に対する介護は、可能な限り担当職員を区別します。

3. 職員の健康管理と就業制限

- ① 職員および職員と接触する可能性がある方々のマスク着用、咳エチケット、手洗い、アルコール消毒を徹底します。
- ② ドアノブやスイッチなど手指がよく触れる箇所や、共用部分の清掃・消毒を徹底します。
- ③ 職員は、出勤時に検温と症状確認を行います。発熱等が認められる場合には自宅療養を指示します。過去に発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向になるまで同様とします。
- ④ 職員の同居の家族に発熱等が認められる場合、自宅待機を指示します。解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向になるまで同様とします。
- ⑤ 職員の同居の家族が濃厚接触者になった場合、自宅待機を指示します。

以上